大津町まちづくり基本条例

わたしたち大津町民のまちづくり基本ルール

「大津町まちづくり基本条例」が制定されました

まちを愛し、まちを大切に思う町民が主体となって様々な活動を行うことで、大津町は支えられ、まちづくりは進められてきました。

町は、これまでの住民活動を基に積み重ねられてきたまちづくりの基本的事項を、条例という形で明文化するために、大津町の自治の基本となる条例である「まちづくり基本条例」を制定しました。

大津町まちづくり基本条例とは

これからの大津町が目指す姿やそれを達成するための基本理念とその仕組み、住民参画のルールや町の仕事の進め方など、まちづくりの基本的事項について定めた、町民、議会、行政が共有する基本ルールです。

町では、これまでも町民参加の政策展開を進めてきましたが、明確な約束ごとがありませんでした。今回まちづくり基本条例を定めたことによって、これらがより確かなものになります。

「だれもが住みよいまちづくり」への仕組みづくり

この条例が制定されたことで、急激に何かが変化することはありません。しかし、これからのまちづくりについて、共通の目標や原則、ルールなどが定められたことで、町民と行政がそれぞれ何をするのか、何をしなければならないのかが明確になります。町民も行政も、この条例を意識することが必要になります。

また、この条例は「大津町のまちづくりの基本原則を定めた条例」として位置づけていることから、町の経営やその他の条例規則などは、この条例の趣旨を最大限に尊重し整合性を図っていくことになります。

まちづくりの担い手である町民、議会、行政で、この条例を大事に守り育てることが重要になります。

Interview

大津町らしい条例

まちづくり基本条例は、自治体としての意志決定の最高の形式「条例」をとることで、まちづくりにかける思いをはっきりとしたものにしています。

検討委員会は、各種団体から推薦を受けた人や公募での委員など、町民を主体にした委員によって組織されていました。そして、この検討委員会は、意見の出やすい「ワークショップ」という手法を使って検討しました。

委員の皆さんには、まちづくりについて、幅広い意見を出してもらい、その思いや願いを集約して条例に盛り込むことができました。町民の意見を集約した「大津町らしさ」を感じる条例になったと思います。

わくわくする町

大津町は長い歴史と独自の文化を持った町ですし、県内でも、人口も増加し、企業誘致も進んだ「わくわくする町」だと思います。

元気がある町だからこそ、新・旧住民の融和など課題も出てくると思いますが、まちづくりを進めていく中で、基本的な考え方が条例という形でまとまっていることの意味は大きいと思います。

町はわたしたちのものと思うために

この条例はこれからのまちづくりのいわば背骨になるものです。これからのまちづくりを充実させていくためには、この条例に対する町民・議会・行政の思いにかかっていると思います。単に条例ができたということに終わらずに、制定後が大事ですから、この条例を基本に、よりよいまちづくりを目指していってほしいと思います。

大津町まちづくり基本条例検討委員会　会長
熊本県立大学　准教授
明石（あかし） 照久（てるひさ）さん

町民と行政が手を組むことの大切さ

人づくりは、まちづくりにつながる

なぜ、今「大津まちおこし大学」で「人づくり」をする必要があるのでしょうか？

それは、まちづくりをするのは「人」だからです。「人」が居なければ、まちづくりはできません。そして、「良い人」が居なければ、「良いまちづくり」はできません。だから、「まちづくり＝人づくり」「人材こそが町の最も大切な財産」ということになるのです。

これからのまちづくりは、町民一人ひとりが、自らの役割と責任を知ることが重要です。その役割と責任で、町民と行政が協力していくことが大切です。

「大津町を良くしていく」という気持ちで進める必要があります。

大津町役場　企画部長　徳永（とくなが） 保則（やすのり）さん

まちづくりの約束、さらに交流の輪を広げて

今回制定した、まちづくり基本条例は、大津町のまちづくりの基本ルールです。この条例を基礎にして、積極的に町の情報を提供していきたいと思います。

そして、今年度から始まった「元気大津づくり活動」と「地域通貨水水」も、多くの皆さんが、参加して活動してもらうことで、地域づくりや交流の輪がさらに広がっていくのではないでしょうか。

本当に住みよいと思える町に

これらの取り組みを通じて、これからの大津町のまちづくりについて、町民の皆さんとともに考えていきたいと思います。そして、住んでいてよかった、働いていてよかった、多くの人がそう感じる町にしていきたいですね。

採用者には、2万円分の図書券と賞状を !!

地域通貨「水水」のデザイン募集 !!

平成21年4月に発行する大津町地域通貨のデザインを募集します。あなたのデザインが「水水」をさらに盛り上げるかもしれません。

1 応募のきまり

- 応募資格は町内在住、在勤在学に限り、応募は一人一点（自作で未発表のものに限る）。
- 写真や絵、イラストなどは自分の作品に限り使用することができます。
- 配色は自由（4色カラー）
- 縦140mm×横300mmの大きさの画用紙などに描くこと
- データで提出する場合は、JPEG形式かBMP形式とし、縦：横の比率を70：150にすること
- 次の7つの項目を必ず使用してください。

①100水水
②大津町地域通貨「水水」
③№.00001
④発行者　大津町
⑤発行年月日　平成21年（2009年）4月1日
⑥有効期限　平成24年（2012年）3月31日
⑦大津町キャラクター「からいもくん」の画像どちらか一つ
（画像は、大津町ホームページでダウンロードできます）

2 その他

- 応募に要する費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- 採用者の名前は公表します（ペンネームは不可）。
- 採用したデザインの著作権は、大津町に帰属するものとします。
- 地域通貨は、偽造防止策を施し、デザインの一部を変更することがあります。

3 応募方法

作品とともに住所・氏名・電話番号とデザインについての簡単なコメントを添えて、持参するか、郵送か電子メールで提出してください。データで提出する場合は、データを記録したフロッピーディスクや光ディスク（CDなど）でも受け付けます。

4 応募期限

11月28日（金）

5 応募・問い合わせ

役場企画課　地域づくり推進係　☎（293）3118
メールアドレス　kikaku@town.ozu.kumamoto.jp